

## 多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和3年4月1日  
要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらゆる差別の撤廃をめざす多度津町人権擁護に関する条例（平成7年多度津町条例第23号）の理念に基づき、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者（性的マイノリティ） 性的指向（どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が、多数者と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方の合意に基づき、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が町内に住所を有していること。

イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に町内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) パートナーシップの宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）ではないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする両者は、町職員の立会いのもとパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、当該両者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該両者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等について事前に町と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓をしようとする両当事者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和等の理由にお

いて、町長が適当と認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 町長は、第4条第1項の規定による提出のあった宣誓書、添付書類等により、パートナーシップの宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)又はパートナーシップ宣誓証明カード(様式第3号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該両者が希望した場合は、証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)を交付するものとする。

2 町長は、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名(外国人の場合にあっては、これに準ずるもの)を証明書等に記載するものとする。

(証明書の再交付)

第8条 前条第1項の規定による証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)により町長に対し申請をすることができる。

2 町長は、前項の規定により再交付の申請があった場合は、証明書等を再交付するものとする。

3 再交付の申請をしようとする者の一方又は双方が再交付申請書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該両者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

(証明書の返還)

第9条 証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第5号)に交付を受けた証明書等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 一方又は双方が町外に転出したとき。

(4) 次条第2項の規定により交付を受けた証明書等の返還を求められたとき。

(返還命令)

第10条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと又は交付を受けた証明書等を不正に利用したことが判明したときは、当該宣誓者の宣誓の証明を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により宣誓の証明を取り消した場合は、当該証明書等の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。